

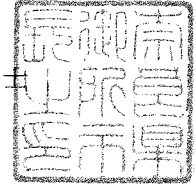


御所市公告第1号

下記のとおり、公募型プロポーザル方式による提案募集を行うので公告します。

令和7年1月6日

御所市長 山田 秀士



1. 事業の概要

(1) 事業名

御所市立小学校・御所市立中学校における外国人英語指導助手（ALT）派遣業務委託

(2) 事業の目的

御所市立各小学校及び御所市立各中学校に外国人英語指導助手を起用し、生きた英語や外国文化・生活に触れる機会を提供し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成とコミュニケーション能力の素地の養成を図る。

(3) 委託内容

別紙「御所市立小学校・御所市立中学校における外国人英語指導助手（ALT）派遣業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 実施形式

公募型プロポーザル方式

2. 参加資格要件

次の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 仕様書に記載する業務を完遂できるものであること。

(2) 実施要領に記載されている「5. 参加資格要件」のすべてに該当していること。

3. その他

御所市立小学校・御所市立中学校における外国人英語指導助手（ALT）派遣業務委託公募型プロポーザル実施要領記載のとおりとする。

4. 連絡窓口

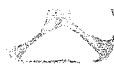
御所市1番地の3

御所市役所 教育委員会事務局 学校教育課

電話： 0745-62-3001 内線 671

FAX： 0745-62-8510

メール： gakoukyouiku@city.gose.nara.jp

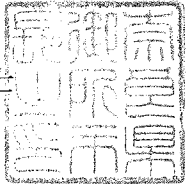


御所市告示第 1 号

市税等口座振替納付実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 1 月 6 日

御所市長 山 田 秀 士



市税等口座振替納付実施要綱の一部を改正する告示

市税等口座振替納付実施要綱（平成 1 9 年御所市告示第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 項に次の 1 号を加える。

(17) 住宅新築資金等償還金

第 6 項の表に次のように加える。

(17) 住宅新築資金等償還金	毎月末日。ただし、1 2 月は 2 8 日
-----------------	-----------------------

附 則

この告示は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。



御所市告示第2号

御所市住民税非課税世帯支援給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和7年1月14日

御所市長 山田 秀 士



御所市住民税非課税世帯支援給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として、エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、臨時的な措置として実施する御所市住民税非課税世帯支援給付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 御所市住民税非課税世帯支援給付金（以下「給付金」という。）は、前条の目的を達するために、御所市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者等)

第3条 給付金の支給対象者は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯の世帯主は、支給対象者とししないものとする。

3 支給額の加算の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、平成18年4月2日以降に出生した支給対象者と生計が同一の児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 基準日において、支給対象者と同一の世帯に属している者

(2) 申請時点において、支給対象者と同一の世帯に属している者であって、基準日の翌日から令和7年5月30日までに出生したもの

(3) 市長が前2号に準ずると認めた者

4 前項の規定にかかわらず、既に対象児童として算定の対象となっている者は、対象児童から除くものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、1世帯当たり3万円に対象児童1人当たり2万円を加算した額とする。

(受給権者)

第5条 給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、住民税非課税世帯支援給付金申請書（請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）により申請を行う。

- 2 給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

（1）郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（2）窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（3）窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 申請者は、給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

第7条 市は、前条の規定に関わらず、第3条第1項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯に対し、給付金の支給の申込みを行う。

- 2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、住民税非課税世帯支援給付金支給口座登録等の届出書（様式第2号。以下「支給口座登録等の届出書」という。）により、給付金の振込口座の変更を、住民税非課税世帯支援給付金受給辞退の届出書（様式第3号）により、給付金受給の辞退を届け出ることができる。

- 3 市長は、令和7年3月14日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、給付金を支給する。ただし、当該期日の消印がある郵送による届出は、届出があったものとみなす。

（代理による申請）

第8条 申請者に代わり、代理人として、第6条第1項による支給の申請又は前条第2項の規定による届出を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

（1）基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成員

（2）法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

（3）親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

- 2 代理人が給付金の支給の申請をするときは、申請書に加え、原則として委任状を提出し、支給口座登録等の届出書の提出をするときは、当該届出書の代理人情報記入欄への記載を行うものとする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

- 3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請期限）

第9条 給付金の申請受付開始日は、令和7年2月26日とする。

- 2 申請書の提出期限は、令和7年5月30日とする。

(支給の決定)

第10条 市長は、第6条の規定により申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知等)

第11条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の申請書の提出期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条の規定による申請書を受理した後又は支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この告示の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年7月31日限り、その効力を失う。

別記(第5条関係)

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、市から支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者(婦人相談所一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。)又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族(配偶者を除く。以下同じ。)など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。)及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出されていること。

② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族

からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。))が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

- ③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

- ④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、市における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。(2)において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立

重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であつて、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。

支給市区町村
(宛先)御所市長



御所市住民税非課税世帯支援給付金 申請書(請求書)

(申請を必要とする世帯の場合)

【誓約・同意事項】を全て確認しました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※ 令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明を添付してください。(該当する方全員) ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

No.	(ふりがな) 氏 名	申請者 との 続柄	個人番号 生年月日	令和6年1月1日 時点の住所と 現住所	異なる場合には令和6年1月1日 時点の住所を記載	令和6年度住民税 均等割課税状況
1			大・昭 平・令・西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
2			大・昭 平・令・西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
3			大・昭 平・令・西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
4			大・昭 平・令・西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
5			大・昭 平・令・西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
6			大・昭 平・令・西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
7			大・昭 平・令・西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
8			大・昭 平・令・西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
9			大・昭 平・令・西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
10			大・昭 平・令・西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
銀行 農協 漁協 信連 金融機関番号	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1. 普通 2. 当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※ 通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。		通帳番号 (右詰めでお書きください。)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をお書きください。	1	※	0	

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、御所市「住民税非課税世帯支援給付金」窓口にお問い合わせください。

【代理申請・受給を行う場合】

代理人	ふりがな 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
			大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 給付金の（申請・請求 受給 申請・請求及び受給）を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	日中に連絡可能な電話番号（ ） 署名

【誓約・同意事項】

【誓約事項】

- ・ 世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ・ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ・ 既に本給付金又は、他の市区町村で本給付金と同種の給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ・ その他、本給付金の支給要件を満たしています。

【同意事項】

- ・ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ・ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ・ 本書は、市において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ・ 申請書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合または振込不能等の事由により支払が完了せず市が請求者に連絡・確認できない場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- ・ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- ☐ 御所市住民税非課税世帯支援給付金申請書（請求書）[この申請書]
- ☐ 申請・請求者（および代理人）の本人確認書類の写し（コピー）
※ 届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
※ 代理人による申請の場合は、申請者および代理人の両方の確認書類が必要です。
- ☐ （令和6年1月1日時点で御所市外にお住まいの方）
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和6年度住民税非課税証明書」

※チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

【確認書類貼付欄】

支給市区町村
(宛先)御所市長

御所市
受付印

御所市住民税非課税世帯支援給付金支給口座登録等の届出書

1. 届出者(世帯主) ※代理人による届出の場合は下段の【代理人情報記入欄】にもご記入ください

(ふりがな) 氏 名	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	電話 ()

【代理人情報記入欄】

代理人	ふりがな 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
			大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 給付金の (受取口座の登録・変更 受給 受取口座の登録・変更および受給) を委任します。			世帯主氏名	署名
※法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。				日中に連絡可能な電話番号 ()

2. 新規振込先指定口座(原則、1. の届出者(世帯主)の本人名義の口座に限ります。)

☐ ア 指定の金融機関口座への振込みを希望

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※ 下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類および本人確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
銀行 農協 信組 信連 金融機関番号	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		※「1.届出者(世帯主)」名義に限る。 ※ 通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄にご記入ください。)		通帳番号 (右詰めでお書きください。)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	1	※	0	

☐ イ 窓口での現金支給を希望

※ 金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。

※ 下欄に本人確認書類を添付してください。

【同意事項】 以下の事項に同意の上、届出します。

- 届出書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合または振込不能等の事由により支払が完了せず市が届出者に連絡・確認できない場合は、給付金が支給されないことに同意します。

提出書類 貼付欄

☐ 御所市住民税非課税世帯支援給付金支給口座登録等の届出書 [この届出書]☐ 届出者(および代理人)の本人確認書類の写し(コピー)

※ 届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

※ 代理人による届出の場合は、届出者および代理人の両方の確認書類が必要です。

☐ 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

支給市区町村
(宛先)御所市長



御所市住民税非課税世帯支援給付金受給辞退の届出書

1. 私は、「御所市住民税非課税世帯支援給付金」の受給について辞退することを届出ます。
2. 本届出により、「御所市住民税非課税世帯支援給付金」の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、下欄のとおり本人確認書類を提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

本人確認書類 貼付欄

※ 届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

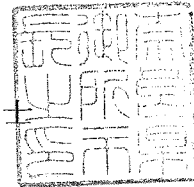


御所市公告第 2 号

御所市公告第 1 1 3 号により公告を行った農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画のうち、申請内容に齟齬が生じたために一部削除し、次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 1 5 日

御所市長 山田 秀



1. 農用地利用集積計画の縦覧場所

御所市 1 番地の 3

御所市役所 農林商工課



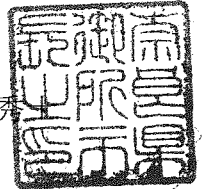
御所市公告 第3号

御所市コミュニティバス（ひまわり号）運行管理業務委託に係るプロポーザルの公告

御所市コミュニティバス運行管理業務委託について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7年 1月16日

御所市長 山田 秀



1. 業務の概要

- (1) 業務名
御所市コミュニティバス（ひまわり号）運行管理業務委託
- (2) 業務内容
別紙「コミュニティバス（ひまわり号）運行管理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
- (4) 運行管理期間
令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
- (5) 事業費限度額
29,026,800 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2. 参加資格

次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 御所市の令和6年度の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱（平成21年度御所市告示第124号）による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 奈良県に本店、又は支店（営業所等）を有する者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業者であること。または、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者であって、令和7年4月1日の運行開始までに、道路運送法第4条に定める、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受ける予定であること。なお、許可申請等に要する費用は、受託者が負担するものとし、本委託契約には含めない。

3. 審査の方法

本業務の受託に係る優先交渉事業者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。概要は以下のとおり。

① 書類審査

受託を希望する事業者は、参加表明書等を提出して書類審査を受けること。提出された書類等を基に、企画提案者を決定する。

② プレゼンテーション審査

企画提案者に決定された者は、企画提案書等を提出のうえ、提案内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を受けること。選定部員は企画提案者からのプレゼンテーションを受け、別紙「基準表」により総合的に審査・採点を行い、優先交渉事業者を選定する。なお、公平性を期するため、審査は事業者名を伏せて行う。

4. 事務手続き及び事業スケジュール

(1) 公告日

令和7年1月16日（木）

(2) 参加表明書等の提出

公告日から令和7年1月24日（金）

5. 担当・提出先

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3（御所市役所新館2階）

御所市役所 企画政策部 企画政策課 企画係 担当：泉谷、増田、中谷

電話：0745-44-3166 【直通】

電話：0745-62-3001 【代表】 内線（323）

FAX：0745-62-5425 【代表】

電子メール：kikaku@city.gose.nara.jp

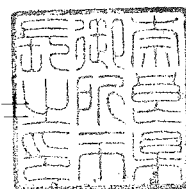


御所市公告第 4 号

建設工事等の入札結果について、御所市建設工事等入札執行要綱第17条に基づき、
別紙のとおり公表いたします。

令和 7 年 1 月 16 日

御所市長 山田 秀士



- 12 入札金額及び入札者名 確認（落札決定）日 令和7年1月16日

[illegible]



御所市教育委員会告示第1号

御所市教育委員会（令和7年1月定例会）を下記により招集いたします。

令和7年1月21日

御所市教育委員会教育長 春田 晋司



1. 招集する日時 令和7年1月30日（木）
 午後2時30分～
2. 招集する場所 市役所新館3階 会議室B
3. 付議する案件
 - （1）坂本奨学基金条例及び坂本奨学金交付規則の廃止及び御所市
 ふるさと創生奨学金交付要綱（案）について
 - （2）その他

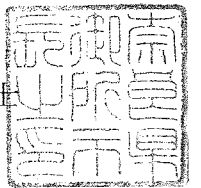


御所市公告 第 5 号

建設工事等の入札結果について、御所市建設工事等入札執行要綱第17条に基づき、
別紙のとおり公表いたします。

令和 7 年 1 月 22 日

御所市長 山 田 秀 士



公 表 開 札 録

令和 7 年 1 月 22 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------|-------------|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 土砂浚渫 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 47 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 | 東辻 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 指名競争入札 | |
| 5 | 設計金額 | 1,248,500 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 1,248,500 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 1,135,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 1,122,000 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 1,020,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札の有無 | 有 | |
| 11 | 落札金額及び落札者名 | 1,130,000 円 | （消費税抜き） |

三友工業
松本 修美

1 2 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 7 年 1 月 22 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------|-------------|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 水路改良 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 51 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 今住 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 指名競争入札 | |
| 5 | 設計金額 | 2,458,500 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 2,458,500 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 2,235,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 2,195,600 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 1,996,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札の有無 | 有 | |
| 11 | 落札金額及び落札者名 | 2,190,000 円 | （消費税抜き） |

光鉄工
米田 光男

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

[illegible]

落札（候補）者名 (株)かわむら建設
川村 和彦

[illegible]

令和 7 年 1 月 22 日 入札執行

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

令和 7 年 1 月 22 日 入札執行

[illegible]

令和 7 年 1 月 22 日 入札執行

- 12 入札金額及び入札者名

[illegible]



御市農委告示第1号

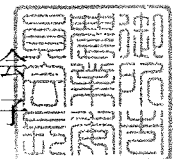
御所市農業委員会を下記のとおり招集する。

記

- 1 招集日時
令和7年2月4日（火）
午後1時30分
- 2 招集場所
御所市役所新館3階 会議室B
- 3 案 件
(1) 農地法各条申請の審議
(2) その他

令和7年1月27日

御所市農業委員会
会長 壺井 和子



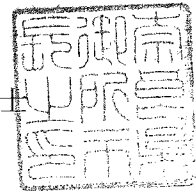


御所市公告第 6 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 27 日

御所市長 山田 秀士



1. 農用地利用集積計画の縦覧場所

御所市 1 番地の 3

御所市役所 農林商工課